## 「新型コロナウイルス感染症」に関する支援制度等

事 業 名	事 業 内 容	実施基準等	支援限度額等	補助率•利率等	問合せ課(電話番号)
中小企業向け融資制度 「経済変動対策資金」	「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大により、売上減少の影響を受ける県内中小企業者を対象に、低利の融資制度を設けることにより、事業経営に必要な資金の円滑な調達を支援する。	感染症法における「指定感染症」又は知事が特に対応が必要と認めた疾病等による直接的又は間接的な	【融資期間】	【融資利率】 2.05%以内 【保証料率】 0.3%~0.85%	商工労働観光部 商工政策課 金融担当 TEL:088-621-2318 FAX:088-621-2354
中小企業向け融資制度「セーフティネット資金」 (※セーフティネット保証4号の適用)	「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大により、売上減少の影響を受ける県内中小企業者を対象に、低利の融資制度を設けることにより、事業経営に必要な資金の円滑な調達を支援する。	自然災害等の発生に起因して、原 則として最近1ヶ月の売上高が前年		【融資利率】 1.80%以内 【保証料率】 0.3%	商工労働観光部 商工政策課 金融担当 TEL:088-621-2318 FAX:088-621-2354
中小企業向け融資制度 「経営安定借換資金」 (※セーフティネット保証4号 の適用)	「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大により、売上減少の影響を受ける県内中小企業者を対象に、低利の融資制度を設けることにより、事業経営に必要な資金の円滑な調達を支援する。	自然災害等の発生に起因して、原 則として最近1ヶ月の売上高が前年 同期比で20%以上減少かつその	【融資金額】 5,000万円以内 【融資期間】 運転·設備資金8年以内 (据置2年以内)	【融資利率】 1.85%以内 【保証料率】 0.7%	商工労働観光部 商工政策課 金融担当 TEL:088-621-2318 FAX:088-621-2354

事 業 名	事 業 内 容	実施基準等	支援限度額等	補助率•利率等	問合せ課(電話番号)
農林漁業セーフティネット 資金	経営環境の変化等により一時的に経営 状況が悪化した農林漁業者を対象に、 事業経営に必要な資金を融資する。	【融資対象】 ・「経営改善計画」の認定を受けた 者 等 ・最近3月の粗収益が前年同期を下 回り、かつ、今後も粗収益の減少が 見込まれること等		【融資利率】 O. 10% (R2.2.28現在) ※物的・人的担保 のみ	農林水産部 農林水産政策課 政策推進担当 TEL:088-621-2394 FAX:088-621-2854
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	「経営改善計画」を策定した認定農業者を対象に、計画を実現するために規模拡大や、その他経営改善に必要な資金を融通する。		【融資金額】 500万円以内等 【融資期間】 1年以内	【融資利率】 1.5% (R2.2.28現在) 【保証料率】 O.7%	農林水産部 農林水産政策課 政策推進担当 TEL:088-621-2394 FAX:088-621-2854
徳島県消費者情報センター における消費者相談	消費者からの新型コロナウイルスに関連した消費生活相談に対応するため、 徳島県消費者情報センターにおいて消費者相談を実施 TEL:088-623-0110 平日(水曜除く)9:00~18:00 土・日9:00~16:00	_	_	_	危機管理部 消費くらし政策課 TEL:088-623-0612
工事等における新型コロナ ウイルス感染症への対応	・工事等の受注者に対し、感染症の予防啓発を行うとともに、感染症の流行等により工事等の履行が困難なケースを想定し、相談窓口を設置した	_	_	_	県土整備部 建設管理課 TEL:088-621-2535 2月26日から対応
一般相談 感染症・疾病対策室	・新型コロナ全般の相談 (フリーダイヤル) TEL:0120-109-410	_	_	_	保健福祉部 健康づくり課 感染症疾病対策室 TEL:088-621-2227
帰国者・接触者相談セン ター	・感染に不安がある方、医療機関からの相談 徳島保健所 TEL:088-602-8907 吉野川保健所 TEL:0883-36-9018 阿南保健所 TEL:0884-28-9874 美波保健所 TEL:0884-74-7373 美馬保健所 TEL:0883-52-1016 三好保健所 TEL:0883-72-1123	_	_	_	保健福祉部 健康づくり課 感染症疾病対策室 TEL:088-621-2227